様式第７号(第８条関係)

(表面)

第　　号

身分証明書

所　属　堺市

氏　名

(　　年　　月　　日生)

上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第２４条の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日発行

堺　市　長　　印

（裏面）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（抜粋）

（報告、検査等）

第２４条　都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。） に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

３　第１項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（大都市等の特例）

第７７条　この法律中都道府県知事の権限に属する事務（第４条並びに第２１条第２項及び第５１条第２項において準用する公営住宅法第４５条第３項に規定する事務並びに地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第２５２条の２２第１項の中核市（以下「中核市」という。）が終身賃貸事業者である場合の第５章に規定する事務を除く。）は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（ 以下「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。